

# 目黒区立緑ヶ丘小学校 P T A 活動ポイント内規

第 1 条 目黒区緑ヶ丘小学校 P T A 規約第 2 条の活動ポイント(以下、ポイント)の運用は、本内規の定めるところによって行う。

第 2 条 ポイントは、運営部・学年部・成人教養部・校外活動部・広報部の部活動及びデイスタッフ(1日だけの行事お手伝い)・図書ボランティアの部以外の活動に付与する。なお、付与するポイントは次に掲げる。

[付与ポイント一覧表]

部名等	役職	ポイント	備 考
運営部	会長	7	
	副会長	6	
	書記・会計・会計監査	5	
学年部		2	部長は3ポイント 推薦委員会委員長は3ポイント
成人教養部		2	部長は3ポイント
校外活動部		3	部長は4ポイント
広報部		2	部長は3ポイント
デイスタッフ		0.5	天候不順等による直前の行事中止の場合は付与する
図書ボランティア おはなし隊	リーダー	2	
	副リーダー	1	
図書整理	リーダー	2	

第 3 条 ポイント付与の可否は、運営部会で審議・決定する。各部・役職等のポイントの変更は、総会で審議・決定する。

第 4 条 ポイントの取得目標数を次に掲げる。取得目標数は強制では無く目安である。

[取得目標数(目安)]

1人目の児童(在校生)	6年間で7ポイント
2人目以降の児童(在校生)	6年間で児童ごとに4ポイント

なお、卒業・転出等した上の学年の児童時に取得したポイントと取得目標数との差分(プラス・マイナス)のポイントは、下の学年の児童に引き継がれる。

また、転入児童のポイントの取得目標数を次に掲げる。

[転入児童取得目標数(目安)]

転入時の1人目の児童(在校生)	7ポイントから転入時の学年数を除いたポイント
転入時の2人目以降の児童 (在校生)	4学年以上は児童ごとに2ポイント
	3学年以下は児童ごとに4ポイント

※再転入の場合は、再転入時に上記に当てはめ取得目標数とする。

転出前に取得したポイントは引き継がれる。

付則

本内規は、令和3年4月1日から実施する。

内規改正年月日 令和5年1月21日